

関税法第69条第1項の規定による輸出入貨物の検査場所

沖縄地区税関管内（支署の管轄する区域を除く）

最終改正 掲示第131号
平成元年8月1日
掲示第21号
令和8年3月2日

- 1 沖縄地区税関管内（支署の管轄する区域を除く。）の検査場所は、次に掲げる場所とする。
 - （1）本関及び出張所の構内
 - （2）保税地域（指定保税地域前面岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）
 - （3）那覇港泊ふ頭8号岸壁エプロン及び同エプロンに隣接するふ頭用地（那覇クルーズターミナル及び当該岸壁にけい留された本船を含む。）
 - （4）那覇港新港ふ頭12号岸壁エプロン及び同エプロンに隣接するふ頭用地（仮設された旅客受入設備及び当該岸壁にけい留された本船を含む。）
 - （5）沖縄地区税関輸出入貨物検査場（那覇市港町2-20-1）
- 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）付属書Ⅰ、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、前項に関わらず次に掲げる場所とする。
 - （1）本関及び那覇外郵出張所の構内
 - （2）那覇市内に所在する本関が管轄する保税地域
 - （3）前項第3号から第5号までに規定する検査場所
 - （4）本関管轄の米海兵隊統合郵便局内検査場

（支署長指定によるもの）

那覇空港税関支署管内（令和5年3月28日 空支掲示第1号）

- 1 那覇空港税関支署の構内
- 2 保税地域
- 3 那覇空港旅客ターミナルビル国際線エリア内
 - （1）国際線チェックインカウンター（巨大重量貨物搬入口を含む。）
 - （2）税関出国詰所
 - （3）国際線保安検査場から出国税関カウンターまでの区域
 - （4）国際線搭乗ゲートから航空機搭乗口までの区域
 - （5）出国手荷物荷捌場及び入国手荷物荷捌場
 - （6）税関旅具検査場
 - （7）乗り継ぎ旅客検査場

(8) プレミアムゲートラウンジ

- 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）付属書Ⅰ、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、那覇空港税関支署構内、支署が管轄する保税地域に限る

石垣税関支署管内（令和8年2月25日 石支揭示第1号）

- 1 石垣税関支署、石垣空港出張所及び与那国監視署の構内
- 2 保税地域（指定保税地域前面岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）
- 3 石垣市浜崎町3丁目4番地石垣港ターミナルビル内旅具検査場
- 4 石垣市南ぬ浜町地先石垣港新港地区国際ふ頭岸壁前面にけい留された本船及び石垣市南ぬ浜町地内の石垣港国際ターミナル
- 5 石垣空港国際線旅客ターミナルビルの到着手荷物荷捌場、手荷物受取所、税関検査場、税関検査室、国際線チェックインカウンター、保安検査場、出国税関カウンター、出国審査場、搭乗待合室
- 6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）付属書Ⅰ、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、石垣税関支署石垣空港出張所管内、石垣空港出張所が管轄する保税地域に限る

沖縄税関支署管内（令和5年6月28日 沖支揭示第1号）

- 1 沖縄税関支署（在沖米空軍嘉手納飛行場施設建物340番内税関旅具検査場を含む。）及び同支署出張所の構内
- 2 保税地域
- 3 沖縄市海邦町3番62中城湾港新港地区西ふ頭－13m岸壁前面にけい留された本船及び同岸壁に設置された仮設検査場
- 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）付属書Ⅰ、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、沖縄税関支署構内及び在沖米空軍嘉手納航空郵便ターミナル内検査場（外国郵便物に限る。）に限る

宮古島税関支署管内（令和8年7月1日 宮支揭示第1号）

- 1 宮古島税関支署の構内
- 2 保税地域（指定保税地域前面岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）
- 3 沖縄県宮古島市平良字荷川取645番地27平良港下崎地区下崎埠頭前面岸壁にけい留された本船
- 4 宮古島市平良字西里7番地及び57番地に接する地先地内平良港漲

水ふ頭前面岸壁にけい留された本船

- 5 宮古島市平良字西仲宗根 2 番地 4 3 平良港旅客受入施設内税関検査場、税関検査室
- 6 宮古島市平良字西仲宗根地先平良港クルーズ岸壁にけい留された本船（但し、本船で検査するやむを得ない理由が認められる場合に限る。）
- 7 下地島空港国際線旅客ターミナルビルの到着手荷物荷捌場、手荷物受取所、税関検査場、税関検査室、国際線チェックインカウンター、保安検査場、出国税関カウンター、出国審査場、搭乗待合室
- 8 みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナルの到着手荷物荷捌場、税関検査場、税関検査室、保安検査場
- 9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、宮古島税関支署構内、支署が管轄する保税地域、下地島空港国際線旅客ターミナルビル内税関検査場、みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナル内税関検査場に限る。